

2021年度の規制改革・行政改革要望

2021年11月17日
一般社団法人全国地方銀行協会

I. 業務範囲規制・議決権保有制限のさらなる見直し

1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継 続
2. 不動産仲介業務の解禁	
①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継 続
②信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継 続
3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継 続
4. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	継 続
5. 事業承継会社に関する5%・15%ルールの例外措置における非上場要件の緩和	継 続

II. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資する見直し

6. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	新 規
7. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	新 規
8. 公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加	新 規
9. 本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の見直し	新 規

Ⅲ. デジタル化の推進に資する見直し

10. 個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務における活用	継 続
11. 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	継 続
12. 預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現	継 続
13. 裁判所による預金債権に係る情報取得手続のデジタル化の実現	新 規
14. 税務署からの書面の口座振替依頼の電子化	継 続
15. 外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」の原則オンライン化	継 続
16. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	新 規
17. 利子補給事業における申請書等への押印の廃止等	継 続

Ⅳ. 顧客の利便性向上に資する見直し

18. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継 続
19. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継 続
20. 保険募集先における影響遮断および保険募集制限先の確認に係る口頭説明の許容	継 続
21. 銀証間の情報授受規制の撤廃	継 続
22. 成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和	継 続
23. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継 続
24. 「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	継 続

V. 銀行事務の合理化に資する見直し

25. 会社法上、取締役会に決定権限がある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」の弾力化	継 続
26. 銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	継 続
27. 四半期開示の任意化	継 続
28. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	継 続
29. 選挙供託制度の見直し	継 続

VI. 当局届出等の簡素化に資する見直し

30. 業務報告書等の廃止	継 続
31. 銀行および銀行持株会社の取締役の兼職認可の廃止	新 規
32. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	新 規
33. 銀行法上の認可事項実行届出の廃止	新 規
34. 銀行営業所の臨時休業・業務再開に係る手続きの見直し	継 続
35. 異常気象等の場合の金融商品取引法上の業務休止・再開届出の廃止	新 規
36. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継 続
37. 信託契約代理業に関する届出の一部廃止	継 続
38. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	新 規
39. 役員名簿の任意提出の停止	新 規
40. 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し（簡素化）	継 続

I. 業務範囲規制・議決権保有制限のさらなる見直し

要望項目	1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の業務範囲規制を緩和方向で見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。 ○人口減少・少子高齢化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済のあり方が変わる中、地方銀行に対する企業の経営改善や地方創生の支援へのニーズは高まっている。 ○改正銀行法（2021年5月26日公布）において、銀行業高度化等会社の業務の外縁が拡大され、銀行の子会社・兄弟会社において幅広い業務を営むことが可能になるが、そのためには金融庁の認可を得る必要がある。また、同法において、銀行本体の付随業務が拡充されるが、引き続き、限定列举された業務しか営むことができない。 ○業務範囲規制のさらなる見直しにより、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスを柔軟に提供することが可能となれば、多様な顧客ニーズへの迅速な対応が可能となるほか、ポストコロナを見据え、地方創生に一段と積極的に取り組むことが可能となる。地方銀行が、地域における金融インフラの提供や地域経済の持続的発展への貢献という使命を引き続き果たす観点から、銀行に課されている業務範囲規制の緩和が必要と考える。 ○銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ（以下、銀行グループ）には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。	

	○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他業リスクの排除、が指摘される。 ①②については、銀行法（利益相反管理態勢の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、③本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列举された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。
現行規制の根拠	銀行法第 10 条～第 12 条、第 16 条の 2 銀行法施行規則第 17 条の 3
昨年度要望に対する回答	【その他】 業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020 年 9 月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年 12 月に報告書がとりまとめられた。2021 年 3 月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出。同法案は同年 5 月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めていく。＜金融庁＞

要望項目	2. 不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2005年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	
	○現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○メガバンクは、グループ内に不動産業務を営む信託銀行を有している。欧州の銀行も従来から不動産仲介業務を扱っていると認識しており、これらを踏まえれば、銀行グループで本業務を扱うことにリスク上の問題はないと考える。 ○例年、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	

	○少なくとも、銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点からも問題ないとする。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、不動産の売買（経営者名義の事業用不動産の売却・整理等）を含めた事業承継や相続の相談が多く寄せられる。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致に取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家の情報を活用したマッチングに取り組むことができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。
現行規制の 根拠	銀行法第 12 条、第 16 条の 2

昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞
--------------------------------	---

要望項目	２．不動産仲介業務の解禁 ②信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。 ○要望項目「２．①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁していただきたい。 ○2002 年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取り扱いが認められていることは不合理である。 ○2002 年の法改正時から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行間のイコールフットィングの観点から規制の不平等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	
現行規制の根拠	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第 3 条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞	

要望項目	３．銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継続項目 (2017 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。 ○銀行がＩＴ技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・ 店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・ 店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・ 店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（「賃貸等を行わざるを得ない場合」であること、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら挙証しなければならない。このため、銀行が賃貸を躊躇し、上記のようなニーズや提案に応えられないケースがある。	

	○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られるまでに長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。
現行規制の根拠	銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)（注 1）～（注 3）
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行う。＜金融庁＞

要望項目	4. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。	
	○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 ○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲（「その他の付随業務」の範囲）と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、認可を得たうえで保有不動産の賃貸を実施することが許容されている。余剰スペースに限定すれば（「その他付随業務」と同程度に限定）、賃借先をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。	
現行規制の根拠	銀行法第 52 条の 21、第 52 条の 21 の 2 銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行う。＜金融庁＞	

要望項目	５．事業承継会社に関する５％・１５％ルールの例外措置における非上場要件の緩和	継続項目 (2020年度より)
要望内容 ・ 要望理由	非上場化して事業承継を行うケースに限定して、事業承継を行う上場会社の議決権の５％・１５％超の保有を可能とする。	
	○投資専門子会社による事業承継会社の議決権の５％・１５％超の保有につき、事業承継会社は非上場会社であることが要件とされている。 ○上場会社がＭＢＯにより非上場化して事業承継を行うケースにおいて、銀行に対し、投資専門子会社から買収用特別目的会社（ＳＰＣ）に買収資金の原資を出資してほしいとのニーズが寄せられているものの、本要件があるため、現状は対応できていない。 ○例外措置の対象となる事業承継会社の要件を緩和し、最終的に非上場会社となる場合に限定して、上場会社向けの事業承継支援を可能としていただきたい。 ○金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の報告（2020年12月公表）において、「銀行・銀行グループが上場会社株式の保有を進めることは株式持合いの懸念を増大させ、出資先企業のコーポレート・ガバナンス上も課題であるとの指摘がある」とされたが、非上場化して事業承継を行うケースに限定すれば、こうした懸念は生じないと考える。	
現行規制の根拠	銀行法第16条の2第1項第12号の2、第16条の4第7項 銀行法施行規則第17条の2第7項・第11項	
昨年度要望に対する回答	【その他】 業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられた。2021年3月には、同報告書において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出。同法案は同年5月に成立したところ、今後、施行に向けて関連する政令・内閣府令の検討を進めていく。＜金融庁＞	

Ⅱ. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資する見直し

要望項目	6. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答を義務化する。 ○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（2021年8月30日公表）においては、継続的顧客管理について、2024年春までの完全実施が掲げられている。 ○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査票の郵送等を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。 ○ドイツやスウェーデンなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。 ○法令上、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。	
現行規制の根拠	—	

要望項目	7. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	行政が法人の実質的支配者情報を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることを可能とする。 ○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始される。 ○同制度については、制度の利用が法人の義務ではなく任意であること、対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号）に限定されていること等の課題がある。本制度の拡充等により、行政が全法人の実質的支配者情報（出資、融資、取引等を通じて支配的な影響力を有するもの等（同施行規則第2～4号に規定する類型）を含む）を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。	
現行規制の 根拠	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則第1条、第2条、第7条	

要望項目	8. 公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される情報（基本4情報＜氏名、生年月日、性別、住所＞）に氏名読み仮名を追加する。 ○2016年1月より、行政機関等に限られていた公的個人認証サービス^(注)の対象が民間事業者へ拡大され、銀行も同サービスを活用することで、初回取引（口座開設等）の際に、申込者の実在性、および基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を正確・確実に把握することが可能となった。 （注）マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を活用した本人確認手段。顧客は、ICカードリーダーライターやスマートフォンにマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力することで電子証明書を民間事業者へ送信。民間事業者は、顧客から送信された電子証明書の有効性を地方公共団体システム機構へ確認することで、本人確認を行う。 ○また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（2021年5月19日公布）により、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、事業者が最新の基本4情報を取得することが可能となる予定であり、これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等を行うことなく、銀行は効率的に基本4情報の最新化を図ることが可能となる。 ○現在、法制審議会では、氏名の読み仮名を戸籍の記載事項とすることについて検討が進められている。これが実現した際に、公的個人認証サービスで取得可能な情報として、氏名の読み仮名が追加されれば、銀行の顧客情報データベースの精度が向上する。	
現行規制の根拠	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項第6号 改正電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項	

要望項目	9. 本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の見直し	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	本人確認手続のデジタル化のため、本人確認書類のフォーマットを統一するとともに、本人特定事項の手書きを廃止する。	
	○住民票、印鑑証明書、健康保険証等は、発行主体によりフォーマットが区々である（例えば、住所について、協会けんぽが発行する健康保険証は裏面に記載、国民健康保険被保険者証は表面に記載の違いがある）。また、健康保険証の住所は、手書きで記されているものもある。 ○こうした本人確認書類は、機械的な読み取りが難しく、手入力となっており、デジタル化の支障となっている。	
現行規制の根拠	—	

Ⅲ. デジタル化の推進に資する見直し

要望項目	10. 個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務における活用	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。 ○本年5月19日、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が公布（ともに3年以内施行）された。銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを強化していくことになる。 ○しかし、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。 ○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特定が容易になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な対応が可能となる。 ○また、政府において、①引越しワンストップサービス^(注1)、②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み^(注2)、③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み^(注3)について検討が進められている。こうした取り組みをさらに進めることにより、地方自治体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報（住所・氏名等）を更新できるようにしていただきたい。これにより、顧客が取引のある銀行に住所変更手続き等を行う必要がなくなるため、顧客利便性が大幅に向上する。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態に保たれることで、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。	

	(注1) 引越しの際に必要となる行政機関や民間事業者に対する住所変更手続きを「引越しポータルサイト」(民間事業者が提供)で一括して行うことを可能とするサービス。政府において、サービスの検証および対象手続きの拡充等の検討が進められている。 (注2) 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)において盛り込まれた(2年以内施行)。 (注3) 「預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(2021年5月19日公布)において盛り込まれた(3年以内施行)。
現行規制の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条
昨年度要望に対する回答	— (未回答)

要望項目	11. 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	継続項目 (2020年度より)
要望内容 ・ 要望理由	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。 ○現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならないケースがある。例えば、銀行の場合、以下のような重複した届出等がある。 ・ 確定拠出年金運営管理機関は、役員の兼職状況や主要株主の商号・住所・持株割合に変更があった場合、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出等を行っており、確定拠出年金運営管理機関となっている銀行は、重複した行政手続きを行っている（「No.36」参照）。 ・ 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所の所在地や役員に変更があった場合、内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出を行っており、届出が重複している（「No.37」参照）。 ・ 認定経営革新等支援機関は、事務所の所在地や役員に変更がある場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出を行っており、認定経営革新等支援機関となっている銀行は、重複して内閣総理大臣に届出を行っている（「No.38」参照）。 ○民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築すれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。	
現行規制の 根拠	—	
昨年度要望 に対する回答	—（未回答）	

要望項目	12. 預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	預貯金照会から預金差押までの事務をデジタル化するため、預金差押通知書を電子化する。 ○預金の差押えは、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店舗に対し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○預貯金照会事務については、本年 6 月、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」（事務局：内閣官房 IT 総合戦略室、金融庁）が、デジタル化に向けた検討結果を公表し、2021 年度以降、毎年度、関係者へのアンケート調査等を通じてフォローアップを行っていくこととされている。 ○預金差押通知書が電子化されれば、預貯金照会から預金差押までの一連の事務をデジタル化でき、国税庁・地方自治体および銀行の双方にとって、事務処理の効率化、負担軽減につながる。	
現行規制の 根拠	国税徴収法第 62 条第 1 項 国税徴収法施行規則第 3 条、別紙第 4 号書式 国税通則法第 12 条 地方税法第 48 条第 1 項、第 68 条第 6 項等	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 預金の差押通知書の送達については、制度面・運用面及び費用対効果等を勘案した上でデジタル化を検討していく。 なお、現在の預貯金照会事務のデジタル化に向けた取組とも連携を検討していく。 ＜内閣官房・金融庁・総務省・財務省・厚生労働省＞	

要望項目	13. 裁判所による預金債権に係る情報取得手続のデジタル化の実現	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答を電子化する。	
	○2020 年 4 月の民事執行法改正において、強制執行の実効性を高めるため、債権者が債務者の財産に関する情報を、債務者以外の第三者から取得できる手続が新設された。 ○本手続において、裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答は書面により行わなければならない。 ○これらが電子化されれば、ペーパーレス化による債権者・裁判所・金融機関の書面取り扱い負担の軽減、回答の迅速化に資すると考える。	
現行規制の 根拠	民事執行法第 207 条、第 208 条 民事執行規則第 187 条、第 191 条	

要望項目	14. 税務署からの書面の口座振替依頼の電子化	継続項目 (2020年度より)
要望内容 ・ 要望理由	税務署からの納税に係る口座振替依頼について、書面を廃止し電子化する。 ○国税の振替納税^(注)については、納税者が口座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することになっている。国税庁は、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行の口座振替の事務処理を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。 (注) 納税者名義の預貯金口座から、口座引落としにより国税(申告所得税、消費税等)を納付する手続き。事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。 ○しかし、申請期限を超過した口座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されており、各営業店において期日管理、口座振替処理、税務署への振替結果報告等の事務負担が生じている。 ○期限超過分についても、書面ではなく、事務センター等にデータ形式で送付する方法に一元化されれば、銀行はもとより、税務署においても口座振替依頼書の作成事務の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。 ○昨年度要望に対し、財務省は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	
現行規制の根拠	—	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 紙の納付書を送付しているのは、個別に期限延長を行った分や消費税中間分のうち件数の少ない期限に係る分である。 個別に期限延長を行った分については、提出日や口座振替日が各々であり、集約処理に相応のコスト(媒体作成・運送等)が必要になることから、更なる集約化については、費用対効果の観点も踏まえて慎重な検討が必要。＜財務省＞	

要望項目	15. 外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」の原則オンライン化	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	外国為替及び外国貿易法に基づき、顧客が日本銀行に提出する「支払又は支払の受領に関する報告書」について、原則、オンラインによる提出とする。 併せて、国際収支項目番号を簡素化・スリム化する。	
	○ 3 千万円超の外国への支払または外国からの支払の受領をした場合、「支払又は支払の受領に関する報告書」を日本銀行に提出する必要がある。その提出方法は、銀行を経由した書面による方法と、銀行を経由しないオンラインによる方法がある。 ○ 書面による方法を廃止し、銀行を経由しないオンラインによる提出に一本化することで、ペーパーレス化による日本銀行・銀行の書面取り扱い負担の軽減につながるほか、提出者と日本銀行の間で完結するため、迅速で正確な報告が可能となる。 ○ また、本報告書に記載する国際収支項目番号が細分化されており、適切な番号を特定することが困難である。報告書の提出方法の見直しと併せて、国際収支統計の作成に支障がない範囲で、当該番号の簡素化・スリム化を行っていただきたい。	
現行規制の 根拠	外国為替及び外国貿易法第 55 条 外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 条、別紙様式第 3 ・ 第 4	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 これまで財務省では、2018 年に支払又は支払の受領に関する報告書をオンラインで提出する場合における提出期限の延長措置や報告書フォーマットのテンプレート化（エクセル形式）など、オンライン利用率の向上に努めてきた。また、2022 年 1 月以降は、日本銀行外為法手続きオンラインシステムをリニューアルし、利用開始時における「送信用プログラム」のインストールを不要とするなど、オンライン報告の更なる簡素化を予定。今後も引き続きオンライン利用率の向上に努めていく。	

財務省は外国為替及び外国貿易法第 55 条の 9 第 1 項に基づき国際収支統計を作成することが求められており、同統計は I M F（国際通貨基金）で定められた国際基準に則って作成。支払又は支払の受領に関する報告書における国際収支項目（番号）は、この国際収支統計作成のために必要な分類となっている。また、同報告書は同法第 1 条に基づく取引の実態把握の目的にも使用。国際収支項目（番号）については、随時見直しを行っており、今後も国際基準との整合性や報告者負担等を踏まえ、不断の見直しを行っていく。

＜財務省＞

要望項目	16. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出とする。 特殊業種退職金共済制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法とする。	
	○小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○これらの共済制度の実施主体である中小企業基盤整備機構や勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ○また、特殊業種退職金共済制度の掛金は、共済手帳に共済証紙を添付する方法により納付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証紙を購入しなければならない、共済契約者・金融機関双方にとって負担がある。同制度のうち、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法（ペイジーまたは口座振替）による納付が可能となった。清酒製造業退職金制度および林業退職金共済制度も含め、掛金納付が電磁的方法に一本化されれば、事務処理の効率化・負担軽減につながる。	
現行規制の 根拠	中小企業退職金共済法第44条第5項 小規模企業共済法施行規則第1条第1項 中小企業倒産防止共済法施行規則第1条第1項 中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項、第86条、第86条の3 令和2年4月22日厚生労働省告示第191号	

要望項目	17. 利子補給事業における申請書等への押印の廃止等	継続項目 (2020年度より)
要望内容 ・ 要望理由	利子補給事業における各種申請書等への代表者印を廃止する。また、申請書類等の郵送を廃止し、電子化する。	
	○①新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資における利子補給金交付申請書（一部の地方自治体）や、②内閣府の「総合特区支援利子補給金」および厚生労働省の「雇用創造プロジェクト関連利子補給」における利子補給契約書で代表者印が必要となっている。また、これらの書類は郵送による提出が求められている。 ○政府において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、その一環として、利子補給事業における各種申請書等の代表者印を廃止していただきたい。電子メールによる提出のみでよいこととすることで、行政、銀行双方のペーパーレス化、事務効率化につながる。	
現行規制の 根拠	総合特区支援利子補給金交付要綱別紙 6－1 総合特区支援利子補給金関係手続の手引き 2. (2)④ iii) ク) 地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）交付要綱別紙 7－1 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金関係手続の手引き 2. (2)④ iii) カ) 地域雇用創造利子補給金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱別紙 7－1 地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金関係手続の手引き 2. (2)④ iii) カ)	
昨年度要望 に対する回答	—（未回答）	

IV. 顧客の利便性向上に資する見直し

要望項目	18. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継続項目 (2006年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制）を廃止またはさらに緩和する。	
	○現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに応えることすら、弊害防止措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている」としている。保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ・ 銀行は、顧客本位の業務運営体制（フィデューシャリー・デューティ）の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ・ 銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じ得ないチャネルからの申込みが増加している。 ○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 (a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする 生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。	

最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染症に備える保険に対するニーズも高まることが想定される。

2019 年 7 月 16 日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靱化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。

(b) 融資先（従業員 50 人以下）の従業員を融資先販売規制の対象外とする

役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等を図るための提案を阻害している。

(c) 特例地域金融機関の小口規制を緩和する

特例地域金融機関^(注)は、1 契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限（小口規制）があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1 契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。

（注）特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が 20 人以下（特例地域金融機関でない場合 50 人以下）に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。

(d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する

非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており（例えば証券会社等は対象外）、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為（保険の募集を目的としたリストの作成等）を本規制の対象外としていただきたい。

現行規制の 根拠	保険業法施行規則第 212 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 212 条の 2 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 234 条第 1 項第 10 号・第 14 号・第 15 号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-6 等
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けている。(中略)銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている。＜金融庁＞

要望項目	19. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継続項目 (2000 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。	
	○生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役職員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起り得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じるケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより、顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。 ○保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「18. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起り得ない先について、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。	

	○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。
現行規制の 根拠	保険業法第 300 条第 1 項第 9 号 保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号 平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 238 号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要がある。＜金融庁＞

要望項目	20. 保険募集先における影響遮断および保険募集制限先の確認に係る口頭説明の許容	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	保険募集における影響遮断および保険募集先の確認について、口頭で説明したうえで事後的に書面交付を行うことを可能とする。	
	○銀行は顧客に対し、①保険契約の締結の代理・媒介に係る取引が銀行の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、および②保険募集制限先等に該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとされている。 ○顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明する必要がある、迅速な対応ができない状況にある。 —— 書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がPCを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送でのやりとりが必要になる。 ○保険募集の非公開情報保護措置^(注)では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 (注) 銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先の確認についても口頭説明・事後の書面交付が認められれば、最終的な契約までに他の書類と合わせて書面交付を行うことで足り、顧客の利便性に資すると考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	
現行規制の 根拠	保険業法第 300 条第 1 項第 9 号 保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 8 号・第 9 号等	

昨年度要望
に対する回答

【検討を予定】

銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けている。(中略) 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている。

①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、銀行等による優越的地位の不当利用を禁止する等の観点から、書面の交付又は顧客の承諾を得たうえでの電磁的方法による提供により行うことを求めるものであることから、口頭による説明を認めることについては慎重に検討を行う必要がある。

なお、非公開情報保護措置は、上記①②の規制と適用場面が異なることから、同様に取り扱うことはできない。＜金融庁＞

要望項目	21. 銀証間の情報授受規制の撤廃	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃する。 ○銀行グループ内の銀行・証券会社の間で顧客情報を共有するには、あらかじめ書面による顧客の同意を得る必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、銀証間の情報共有について、事前の書面同意を必要とすることは、過剰規制と考える。 ○②③は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利活用の防止を目的としており、これは書面同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な利活用を防止するため、別途、銀行法（利益相反管理体制の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）、金融商品取引法（優越的地位を不当に利用した金融商品契約の締結・勧誘の禁止、顧客の利益が不当に害されないような情報管理・体制整備）による防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために当局によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社間での情報授受規制が撤廃されれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた非対面取引へのニーズに対応できるほか、銀行グループによる総合的な金融サービスを迅速かつ適切なタイミングで提供できる。 ○金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の第二次報告（2021 年 6 月 18 日）において、上場企業等に関するファイアーウォール規制については見直しを行うことが適当であるとされ、中堅・中小企業や個人顧客の取り扱いについては引き続き検討していく課題である、とされており、今後も前向きな検討を期待する。	
現行規制の根拠	金融商品取引法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号、第 2 項第 4 号 金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号、第 154 条第 1 項第 4 号	

昨年度要望
に対する回答

【その他】

個人顧客の情報授受規制については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和３年６月１８日公表）において「中堅・中小企業や個人顧客に関するファイアーウォール規制の取扱いについては、（中略）必要に応じて適切な弊害防止の方策も併せて検討する必要がある」との提言が示されたところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題である。

なお、手続の簡素化については、同報告における「（中略）中堅・中小企業や個人も含め、現行制度において電子メールを含む電磁的方法による同意取得が未整備となっている部分について対応を行うほか、電磁的方法による同意取得時に必要となる事前承諾を撤廃することが適当である」との提言を踏まえ、引き続き検討を進めていく。＜金融庁＞

要望項目	22. 成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引の場合、銀行による被後見人等の取引時確認を不要とする。または、被後見人等の取引時確認を顔写真のない本人確認書類で行う場合の、転送不要郵便による追加確認を不要とする。 ○成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人（以下、成年後見人等）が、被後見人等名義の口座開設を行う際、銀行は成年後見人等に対し、被後見人等の本人確認書類の提示を求めている。 ○被後見人等の取引時確認を顔写真のない登記事項証明書で行う場合、転送不要郵便等による追加確認が必要となる。 ○しかし、被後見人等が入院や施設に入居していることにより転送不要郵便等が返送されてしまい、口座開設ができないケースがある。被後見人等の財産管理に支障をきたしており、銀行窓口で成年後見人等からの苦情が寄せられるケースもある。 ○成年後見人等の選任にあたり、家庭裁判所は被後見人等との面談を行ったうえで審判を確定するため、裁判所により本人確認は完了していることから、銀行による被後見人等の取引時確認を不要としても問題ないとする。昨年度要望に対し、警察庁および金融庁より、「F A T F の第三次対日相互審査においては、『写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとること』の指摘を受けたところである」旨の回答があったが、家庭裁判所による本人確認を、「二次的な補完措置」と位置付けることが考えられる。	
現行規制の根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号	

昨年度要望
に対する回答

【対応不可】

マネー・ローンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場合が多いため、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人両者の本人特定事項の確認を行うことを義務付けており、特定取引とは別の時点で行われた後見人等の選任手続をもって、取引時確認に代えることはできない。

また、犯罪収益移転防止法は、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する本人の本人特定事項の確認を、代理人から一の本人確認書類（一を限り発行又は発給された写真付きのものを除く）の提示を受ける方法により行う場合、代理人が、顧客等の名前を利用して取引を行おうとすることが想定し得ることから、顧客等の住居に宛てて行う転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を義務付けている。

したがって、上記の場合に転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を不要とすべき旨の提案を受け入れることは困難と考えている。

なお、F A T F 勧告（マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準）は、代理人と顧客本人の両者について顧客管理措置を行うことを求めているほか、F A T F の第三次対日相互審査においては、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとること」の指摘を受けたところ。＜警察庁・金融庁＞

要望項目	23. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存（7 年）を不要とする。 ○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニは不要となっている。 ○税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない（現場の混乱を招いている）。 ○税金・公金・公共料金の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○地方税については、関係機関における事務負担の軽減および納税者の利便性向上のため、2023 年度から納付書に地方税統一QRコードが付される予定である。取引記録の保存義務が撤廃されれば、さらなる事務負担の軽減に資する。 ○例年、警察庁および金融庁より「国または地方公共団体に対する金品の納付または納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があるが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要とする理由を明確に示していただきたい。	
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第 7 条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 6 条第 1 号、第 15 条第 1 項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 22 条第 1 項、第 23 条、第 24 条	

昨年度要望
に対する回答

【対応不可】

国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払いであっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要がある。

また、国又は地方公共団体に対する金銭の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払いについては、疑わしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられる。

F A T F 勧告（マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準）においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応じることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められているところ。

したがって、税金・公金・公共料金における取引記録の保存を不要とすべき旨の提案を受け入れることは困難であると考えている。

またコンビニエンスストアにおける収納代行業務については、現時点、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）上の規制は行われていないところであるが、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、その実態把握等に努めることが重要と考えている。

<警察庁・金融庁>

要望項目	24. 「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い（入学金・授業料と同時に支払われない場合） (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い (e) 大学校の入学金・授業料等の支払い	
	○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金、授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に間に合わないこととなれば、受験機会を奪うことになる。	

(b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い

専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考ええる。

また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要があるなど、窓口での対応負担が生じている。

(c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い（入学金・授業料と同時に支払われない場合）

大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われる場合は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となるが、同時に支払われない場合は対象とならない。入学金・授業料と同時に支払われるかはマネー・ローンダリングに利用されるリスクには関係しないと考える。支払先や支払目的が同じであるのに、同時支払いか否かで対応が異なることは顧客の理解を得られにくい。

(d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い

大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。幼稚園の設置には都道府県の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。

	(e) 大学校の入学金・授業料等の支払い 大学や国・地方公共団体が設置する大学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、上記以外の大学校あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。 ○昨年度要望に対し、警察庁・金融庁・文部科学省より(a)・(b)・(e)については「検討を予定」、(c)・(d)については「検討に着手」(2021年度内結論予定)との回答が示されており、早期に検討を進めていただきたい。
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条、第6条、第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第6条、第7条、第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条
昨年度要望 に対する回答	【(a)・(b)・(e)検討を予定、(c)・(d)検討に着手】 簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与リスクのほか、現行の制度を踏まえたニーズを考慮しつつ、(c)及び(d)について引き続き検討するとともに、(a)、(b)及び(e)についても、検討を予定している(令和2年度内検討開始、令和3年度内結論予定)。 なお(e)のうち、国又は地方公共団体が設置する大学校への支払いについては、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入として、簡素な顧客管理が許容される取引に該当することとなるため、現状においても取引時確認を行う必要はない。＜警察庁・金融庁・文部科学省＞

V. 銀行事務の合理化に資する見直し

要望項目	25. 会社法上、取締役会に決定権限がある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」の弾力化	継続項目 (2020 年度より)
要望内容・要望理由	取締役会に決定権限のある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」に関し、支店規模や設置・変更・廃止の理由を勘案し、ガバナンス上問題ないケースについては、取締役に決定権限を委任できることとする。 ○会社法上、「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」は、取締役会が取締役に決定権限を委任することができない事項となっている。 ○現状、市街地再開発事業や市役所庁舎建替えに伴う仮移転、店舗の老朽化による建替えのための仮移転、近隣店舗同士の店舗内店舗化など、「重要な業務執行」とは言い難い店舗の設置・変更等についても、全て取締役会で決定しなければならない。 ○店舗の規模や設置・変更・廃止の理由を踏まえ、「重要な業務執行」の範囲に含めなくてもガバナンス上問題ないと考えられるケースについて、あらかじめ取締役会で基準を設けることにより、取締役会が取締役に決定権限を委任することで、本来の取締役会の役割である中長期的な課題や経営戦略等に係る議論により多くの時間を割くことができるようになると考えられる。	
現行規制の根拠	会社法第 362 条第 4 項第 4 号	
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 株式会社の支店は、本店に従属するとはいえ、本店から離れて独自の営業活動をし、対外的にも支店として取引をなし得る人的、物的の組織を備えた、会社の営業活動の中心となる場所であり、仮に一時的な移転等である場合でも、その場所がこのような会社の営業活動の中心となる場所であれば、会社法 362 条第 4 項第 4 号の「支店・・・の変更」に該当し、その決定を取締役に委任することはできず、取締役会の決議によって決定することが必要。	

	会社法第 362 条第 4 項第 4 号は、このような株式会社の支店の重要性に照らせば、その設置、変更及び廃止の決定は、重要な業務執行の決定であることから、慎重な決定を求めるとともに代表取締役の専横を防止するために、取締役会における審議を経た上での決議によらなければならないこととするものであり、これを取締役に委任することができるものとすることは難しいと考えられる。＜法務省＞
--	---

要望項目	26. 銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	会社法と平仄を合わせ、銀行の中間事業年度および連結の決算公告を廃止する。 ○銀行法上、銀行は、中間事業年度および事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書を公告しなければならない。 —— 2011 年の銀行法改正により、有価証券報告書を提出している銀行は、決算公告を免除されている（会社法上は、2005 年の改正により措置された）。このため、現在、公告義務があるのは、それ以外の銀行（例えば、銀行持株会社傘下の銀行）。 ○会社法上は、事業年度の株式会社単体の貸借対照表および損益計算書（大会社の場合）を公告するのみでよく、中間事業年度や連結の決算公告を求めている。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることに鑑みたものであることを踏まえれば、廃止は困難である」旨の回答が示されている。しかし、銀行は、別途、銀行法に基づき、中間事業年度および事業年度ごとに、連結決算の情報を含むディスクロージャー誌を公衆縦覧に供しており、十分な情報開示を行っている。	
現行規制の根拠	会社法第 440 条 銀行法第 20 条第 4 項	
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 本規制は、銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、預金者等をはじめ多数の関係者との取引を継続しつつ信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることに鑑みたものであることを踏まえれば、中間貸借対照表等の作成及び公告を廃止することは困難。＜金融庁＞	

要望項目	27. 四半期開示の任意化	継続項目 (2019 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	四半期開示（四半期報告書および四半期決算短信）を任意とする。 ○企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上が求められる中、四半期開示（四半期報告書および四半期決算短信）には、企業や投資家の短期的利益志向を助長しかねないとの批判がある。 —— 英国は 2014 年、フランスは 2015 年に四半期開示義務を廃止。ドイツは 2015 年に法律上の四半期開示義務を廃止（取引所規則によって四半期開示義務が継続）。 ○巨額の貸倒の発生や有価証券の減損といった事象が発生した場合は、適時開示制度により速やかに開示されることとなっており、企業の異変の兆候把握は可能である。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「必要な対応を検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 有価証券上場規程（東京証券取引所）第 404 条	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 （前略）第 1 及び第 3 四半期開示義務の更なる見直しについては、（中略）投資家をはじめとする様々なステークホルダーの幅広い意見を踏まえ、市場への影響をよく見極めつつ、慎重に検討を行う必要がある。 平成 30 年 6 月に公表された金融審議会報告では、現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、引き続き、日本における情報開示の十分性や海外の動向等を注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくこととしている。いずれにせよ、海外の動向等を注視しつつ、必要な対応を検討していく。 ＜金融庁＞	

要望項目	28. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方自治体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	
	○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関（以下、指定金等）には担保提供義務が課されている。 ○収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考える。 ○総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請^(注)を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対して地方自治体から出納（収納）取扱金融機関の引受要請があり、新たに担保提供を求められ、地方自治体および銀行の負担となっている。 （注）2015 年 1 月 27 日付で都道府県および人口 3 万人以上の市区町村に対し、2015 年度から 2019 年度までに下水道事業および簡易水道事業（以下、重点事業）について公営企業会計に移行すること等を要請。 2019 年 1 月 25 日付で人口 3 万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも 2023 年までに公営企業会計に移行すること等を要請。 ○銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくると考える。	

	○昨年度要望に対し、総務省は「今後も、為替取引に係る銀行間手数料の見直し等の指定金融機関の経費負担に関する情勢の変化等を十分に踏まえて適切に対応していく」としており、本要望も含めて対応を進めていただきたい。
現行規制の根拠	地方自治法施行令第 168 条の 2 第 3 項 地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 現行制度においては指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公金管理の安全性を確実に担保する必要があるためである。 （中略）地方公共団体に対するアンケート調査においては「事務委託契約の損害賠償規定は担保提供が前提であるため、担保提供義務制度は必要である」などの理由により、8 割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していることから、現行制度を維持すべきであると考えている。 一方、現在、公営企業会計の適用を推進しているが、公金管理の安全性を確実に担保する必要性については、公営企業の出納取扱金融機関・収納取扱金融機関においても同様であるため、担保提供義務を課す現行制度については維持すべきであると考えている。また、公営企業の出納取扱金融機関等について、指定金融機関と同じ金融機関を指定した場合に、既に指定金融機関から提供されている担保を分割させることは可能である。 なお、「当面の規制改革の実施事項」（令和 2 年 12 月 22 日内閣府規制改革推進会議決定）（中略）を踏まえ、地方公共団体に政府の取組の状況をお知らせするとともに、各地方公共団体と指定金融機関等との経費負担の現況等について把握する調査を実施しているところであるが、今後も、為替取引に係る銀行間手数料の見直し等の指定金融機関の経費負担に関する情勢の変化等を十分に踏まえて適切に対応していく。 ＜総務省＞

要望項目	29. 選挙供託制度の見直し	継続項目 (2019 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。 ○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 —— 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出日（公示日・告示日）および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める（届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくとも、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする）扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 —— 2019 度要望に対する総務省の回答は、「立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。（中略）立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取り扱うことができなくなる」。 ○供託金は電子納付が可能である。また、立候補者希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補者希望者が来店するケースは稀であり、翌営業日扱いを認めても影響は軽微と考えられる。 ○また、行政のデジタル化を進める中で、将来的には、電子納付への一本化（代理店での供託事務の廃止）も検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	公職選挙法施行令第 88 条第 4 項、第 88 条の 3 第 4 項、第 88 条の 5 第 4 項、第 89 条第 2 項 日本銀行代理店等関連規定「国庫事務例集（代理店用） 2 /公職選挙法により選挙が行われる場合の供託事務の取扱いについて」	

2019 年度要望 に対する回答 ※昨年度要望 は未回答	【対応不可】 公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日間のみであり、立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取扱うことができなくなることから、提案への対応は困難と考える。＜総務省＞
--	--

VI. 当局届出等の簡素化に資する見直し

要望項目	30. 業務報告書等の廃止	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行法に基づき提出している業務報告書等を廃止する。	
	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書（以下、業務報告書等）を金融庁へ提出している。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難」との回答が示されたが、業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイト・モニタリングで徴求可能であり、業務報告書等を廃止しても問題ないと考える。 ○直ちに業務報告書等を廃止することが困難な場合、以下の簡素化を検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する 「第1事業概況書」を削除する（事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため）、決算状況表と重複する事項（自己資本比率の状況等）を削除するなど、項目を削減する。 (c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明瞭に記載する必要があるなど、事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするとともに、参照する書類の名称（事業報告、有価証券報告書等）を記載するのみでよいこと（参照箇所の記載を不要）を明確化する。	

現行規制の 根拠	銀行法第 19 条
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行法に基づく業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難であるが、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行う。＜金融庁＞

要望項目	31. 銀行および銀行持株会社の取締役の兼職認可の廃止	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	銀行および銀行持株会社の常務に従事する取締役が、グループ内の会社の常務に従事する場合の認可を不要とする。	
	○銀行および銀行持株会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている。 ○他の一般の会社の常務に従事する場合について、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げにならないよう認可制としていることは理解できるが、グループ内の会社の常務に従事することは、グループの経営管理の強化や意思決定の効率化に資するものであり、こうした問題が発生するとは考えられない。	
現行規制の根拠	銀行法第7条、第52条の19	

要望項目	32. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。	
	○銀行および銀行持株会社は、役員等（代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役）を選任しようとする場合、または役員等が退任しようとする場合、内閣総理大臣に届出をしなければならない。 ○役員等の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示していることに加え、役員等の一覧は有価証券報告書等で確認することができる。また、事前の届出が必要ということであれば、株主総会の招集通知（候補者の氏名、選任理由等を記載）を金融庁に送付することで、代替可能であると考ええる。	
現行規制の 根拠	銀行法第 53 条第 1 項第 8 号・第 3 項第 9 号 銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 3 号・第 3 項第 3 号	

要望項目	33. 銀行法上の認可事項実行届出の廃止	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	銀行法上の認可事項実行届出を廃止する。	
	○銀行および銀行持株会社は、銀行法の規定による認可を受けた事項を実行した際に、認可事項実行届出を内閣総理大臣に提出しなければならない。 ○認可取得の際に予定していた内容のとおりの実行であれば、既に金融庁で把握している事項であり、実行届出を廃止しても、問題ないとする。	
現行規制の 根拠	銀行法第 53 条第 1 項第 5 号・第 3 項第 7 号	

要望項目	34. 銀行営業所の臨時休業・業務再開に係る手続きの見直し	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	(a) 臨時休業・業務再開時の公告・店頭掲示を廃止する。 (b) 感染症の感染拡大に伴う臨時休業・業務再開の届出等を廃止する。	
	○やむを得ない理由により銀行の営業所を臨時休業する場合、および当該営業所において業務を再開する場合、銀行は金融庁に対して、事前にその旨を届け出るとともに、公告および店頭掲示をする必要がある。 (a) 臨時休業・業務再開時の公告・店頭掲示を廃止する。 ○現状、銀行営業所の臨時休業・業務再開については、ホームページ等での対外リリースが徹底されており、公告・店頭掲示を行わなくても十分顧客に周知できている。 ○特に、業務再開については、店舗が再開していることが明らかであるにもかかわらず、再開した日から1か月を経過する日まで、公告・店頭掲示を続けなければならない、過剰な規制であると考える。 (b) 感染症の感染拡大に伴う臨時休業・業務再開の届出等を廃止する。 ○2019 年 10 月の銀行法施行規則改正により、異常気象等により役職員等の生命に重大な危険を生じさせるおそれがある場合は、臨時休業・業務再開の届出・公告・店頭掲示（以下、届出等）が不要となったが、感染症の感染拡大に伴う臨時休業等の場合はその対象とならない。 ○例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、営業所を臨時休業するケースにおいては、緊急的に感染防止に取り組む必要があり、事前の届出等が困難なケースも想定される。 ○銀行の営業所の営業時間や休日に関する規制緩和が進む中、本届出等の必要性は薄れていると考える。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	

現行規制の 根拠	銀行法第 16 条第 1 項、第 57 条の 2 第 1 項第 3 号 銀行法施行規則第 17 条第 3 項第 2 号
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行の営業所の臨時休業に係る届出は、銀行が臨時にその機能を停止せざるを得ない場合や再開した場合に当局がその旨を把握し、各地域における金融機能が維持された状態にあるか否か等を事前に確認するために設けられている。また、公告・店頭掲示については、利用者への影響の観点から設けられている。 これらの趣旨を踏まえつつ、公告・店頭掲示の要否及び感染症等を原因として臨時休業する場合の届出等の手続きについて、その要否の検討を行う。＜金融庁＞

要望項目	35. 異常気象等の場合の金融商品取引法上の業務休止・再開届出の廃止	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	異常気象等により営業所の役職員等の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、金融商品取引法上の業務休止・再開の届出を不要とする。	
	○登録金融機関である銀行は、金融商品取引法に基づき、営業所の業務を休止・再開した場合、金融庁に届出をしなければならない。 ○2019年10月の銀行法施行規則改正により、異常気象等により役員、職員、利用者の生命に重大な危険を生じさせるおそれがある場合は、銀行法上の臨時休業・業務再開の届出が不要となった。 ○銀行営業所の臨時休業・業務再開については、ホームページ等での対外リリースが徹底されており、銀行法上の届出と同様、異常気象等の場合に業務休止・再開の届出を不要としても問題ないとする。	
現行規制の根拠	金融商品取引法第50条第1項第1号	

要望項目	36. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継続項目 (2016 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の (a) 役員の兼職状況、(b) 主要株主の商号・住所・持株割合、(c) 役員の電話番号の届出を廃止する。	
	○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2 週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月 2 回変更がないか確認する必要がある、多大な事務負担となっている。 ○次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないと考える。 (a) 役員の兼職状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 (b) 主要株主の商号・住所・持株割合 銀行法上、銀行の議決権を 5 % 超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。 (c) 役員の電話番号 登録申請書に添付する役員の履歴書に電話番号の記載が必要になっているが、確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の氏名の届出で足り、電話番号は不要と考える。 ○上記届出を廃止する、または、「No. 11 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。	

	○届出を直ちに廃止することが困難な場合、届出の提出期限（変更後、2週間以内）を延長していただきたい。 ○例年、厚生労働省より「各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討する」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。
現行規制の 根拠	確定拠出年金法第 89 条、第 92 条第 1 項 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 2 条、第 3 条、様式第 2 号
2019 年度要望 に対する回答 ※昨年度要望 は未回答	【検討を予定】 各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討する。＜厚生労働省＞

要望項目	37. 信託契約代理業に関する届出の一部廃止	継続項目 (2019 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	(a) 信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地、(b) 役員の氏名に変更があった場合の届出を廃止する。 — 下線部分は本年度要望から追加。 ○ 銀行が信託契約代理業の登録を受ける場合、内閣総理大臣に信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地や役員の氏名等を記載した申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更があった場合、銀行は 30 日以内に変更の届出を行わなければならない。 ○ 次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止しても問題ないとする。 (a) 信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 また、信託契約代理店が、営業所・事務所の所在地を記載した「信託契約代理業務に関する報告書」を、事業年度ごとに内閣総理大臣に提出していることに鑑みても、本件届出は不要と考える。 (b) 役員の氏名 <u>役員の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で確認することができるため、本件届出は不要と考える。</u> ○ 本届出を廃止する、または、「No. 11 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。	
現行規制の 根拠	信託業法第 68 条第 1 項、第 71 条第 1 項	

昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 銀行業と信託契約代理業は異なる業態であり、それぞれの法令において、届出の提出先、時期、罰則規定が異なっている。銀行業と信託契約代理業を兼業している者を前提にして、いずれか一方の届出を廃止することは困難。＜金融庁＞
--------------------------------	--

要望項目	38. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に係る(a)事務所の所在地、(b)役員、(c)統括責任者、統括責任者を補佐する者に変更があった場合の届出を廃止する。 ○銀行が中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受ける場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更がある場合、変更の届出を行わなければならない。 ○次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止しても問題ないと考える。 (a) 事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 (b) 役員 銀行は、役員の選任・退任について、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で確認することができるため、本件届出は不要と考える。 (c) 統括責任者、統括責任者を補佐する者 銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行っている。このように、銀行全体として経営革新等支援業務に取り組んでいることを踏まえると、役員を把握できれば、統括責任者等の届出は不要と考える。 ○本届出を廃止する、または、「No. 11 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。	
現行規制の 根拠	中小企業等経営強化法第 31 条第 3 項・第 4 項 中小企業等経営強化法第 31 条第 1 項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第 2 条、第 3 条、様式第 2	

要望項目	39. 役員名簿の任意提出の停止	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	金融庁および日本銀行にそれぞれ年 1 回行っている役員名簿の任意提出を停止する。	
	○銀行は、年 1 回、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの様式により役員名簿を提出している。これは任意で提出を依頼されているものであるものの、銀行は毎年、それぞれに提出している。 ○金融庁と日本銀行の様式の統合について検討いただいているが、そもそも、役員選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で確認することができるため、停止しても問題ないと考える。	
現行規制の根拠	—	

要望項目	40. 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し (簡素化)	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載することにより、作成・提出を不要とする。 ○クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調書」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。 ○本調書の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○また、調書を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目（「包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務」等）のみ、事業報告書に別途記載することにより、調書の作成・提出は不要として問題ないとする。 ○2019 年度要望に対し、経済産業省より「必要に応じて当該調書作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握すると共に、財産に関する調書等報告書類に求める事項を精査した上で検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	割賦販売法施行規則第 136 条	
2019 年度要望 に対する回答 ※昨年度要望 は未回答	【検討を予定】 本提案を踏まえた財産に関する調書の作成・提出の取扱いについては、必要に応じて当該調書作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握するとともに、財産に関する調書等報告書類に求める事項を精査した上で検討していく。＜経済産業省＞	